

再発防止策

再発防止の為、あらゆる機会を捉えてコンプライアンス意識を社員ひとり一人の心に染み込ませる努力を続ける。又、若手の教育・指導環境の整備、長期人事滞留の是正など人事面からも統制環境整備を進めて行く。更に具体的施策として下記を早急に実施する。

1. コンプライアンス・内部統制総点検

- 1) 「全社コンプライアンス総点検」～内外連結ベース（全子会社、実質的に支配する関連会社を含む）で、職制に基づくコンプライアンスの遵守状況の総点検と、社長宛報告・宣誓を実施する。

（参考）2003 年 4 月には社員一人ひとりから役職員行動規範遵守の宣誓を取り付けている。

- 2) 「米国企業改革法」404 条対応を兼ねた内部統制の整備～当社単体の全ての「部」、及び現地法人を含む重要子会社（約 150 社）を対象に、外部監査に堪え得るレベルまで内部統制を一斉整備する。

2. 関係会社を含めた「内部通報制度」の機能強化

社外弁護士を含めた現在の内部通報制度に加えて、匿名性を担保しつつ、より安心して相談できる新たな報告ルート（ホットライン）を関係会社も含めた仕組みとして設置する。

更に、「利用し易さ」の観点から、第三者機関の不正情報受信窓口機能の活用も検討する。

3. 特定事業の管理強化

- 1) 「R&D 型製造業」、「環境関連事業」及び「政府の補助を受ける等、公共性の高い事業」（以下“特定事業”と呼ぶ）は、稟議対象とする。

- 2) 「特定事業諮問委員会（仮称）」の設置。

特定事業は通常稟議でその推進を判断しかねる場合は、特定事業諮問委員会の意見を徴して決定する。尚、本委員会は環境問題の専門家等、社外専門家を含めて構成する。

- 3) 「環境検査人」

メーカー経験者などの環境問題や技術に知見のある社外専門家を採用し環境検査人としてコンプライアンス統轄部地球環境室に常置し、環境に関連する新規・既存事業を必要に応じ検査する。

4. 内部監査強化

社長直轄組織である内部監査部による定例監査の対象を拡大し頻度を高める。又、必要に応じて事前通知なしの「抜き打ち監査」を実施する。

5. 関係会社差し入れ常勤監査役体制の見直し

内部監査部が主要関係会社の常勤監査役の差し入れ元となり、監査の独立性を強化する。当該常勤監査役は内部監査部と緊密に連携し、商法上必要とされる監査業務に留まらず全般的な内部統制の整備・運用状況の監視も行う。

6. 懲戒に関わる制度と運用の見直し

社員の意識の転換を促す信賞必罰と厳罰化の徹底、関係会社を含めた管理監督責任の明確化などの観点から懲戒規程を見直し、より厳正に運用する。

以上